

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第167号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第440号）

事件名：特定自動車道（特定区間）に関してインターネットで公表されていない議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月13日付け国関整総情第1620号-1により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

平成26年10月9日付で開示請求した「1620号-1」について平成26年11月13日付の行政文書不開示決定通知書を頂きましたが、これについて2点審査請求を致します。

まず1点目として「2 不開示をした理由」が平成26年10月29日に私とA課長が内容を特定するため確認を行い、「ルート検討に際し、職員が意思形成のために打合せ、会議等を行った時の全ての会議議事録であることを確認したものである。」としているが、私は平成26年10月29日に電話（録音証拠。添付略）でこの件について了承していないし確認に至っていません。

補正通知書も平成26年11月6日付で頂いてはいますが、平成26年11月8日付の内容証明（添付略）で内容の合意が無い補正には応じられないとして補正の合意はなされていませんので、一方的に内容を確認したとし、不開示にするのは、おかしな話です。国土交通省は誰の開示請求内容について不開示決定したのですか？理解できません。

私はルートを特定して（特定区間）それに対する全ての議事録や文書を開示請求しています。この行政文書不開示決定通知書の内容では、あたかも私が補正に応じている様に見えます。御訂正ください。

2点目、この不開示決定では中部横断自動車道（特定区間）に関して不開示で「文書が存在しないことから不開示とします。」と結論を出していますが、1800億円の公共事業の会議議事録や文書が一つも存在しないとは考えられません。

国土交通省内やワーキンググループ、地元政治家と会議をし、メモ書きや議事録作成がされたはずです。隠している議事録や文書の再開示を求めます。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年4月17日付け（同月19日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書については、不存在を理由に全部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、本件対象文書は作成されているはずであると主張する旨の審査請求を提起した。

2 中部横断自動車道について

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道である。

当該道路は、新東名高速道路をはじめ、中央自動車道、上信越自動車道と接続されることで、太平洋側と日本海側の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

3 中部横断自動車道における計画段階評価について

中部横断自動車道のうち、特定区間については、本件開示請求がなされた平成26年10月時点において、計画段階評価における対応方針（案）がとりまとめられ、概ねのルート帯が示されたところである。

計画段階評価とは、公共事業の実施過程の透明性を向上させる観点から、地域の声を聞きながら、計画段階において事業評価を行う取り組みである。中部横断自動車道（特定区間）を対象とした計画段階評価は、社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会（以下「地方小委員会」という。）において審議が行われている。具体的には、地域の課題・目標、対策案を

審議し、その妥当性について、沿線住民や道路利用者、地元自治体・経済界等にアンケートや意見聴取を行い（コミュニケーション活動）、地方小委員会においてその結果を報告し更なる課題の議論、対策案の審議を行う、という流れとなる。

4 本件対象文書について

本件対象文書は、中部横断自動車道（特定区間）に関する全ての議事録、文章、メモ書きなどであり、このうち、インターネットで公表されているものを除いたものである。また、「全ての議事録、文章、メモ書きなど」とは、中部横断自動車道（特定区間）事業実施過程（以下「本件事業実施過程」という。）において開催された会議等の議事録等及び作成された資料等であると認められる。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

- (1) 本件道路については、平成26年10月時点において、計画段階評価における対応方針（案）がとりまとめられ、概ねのルート帯が示されたところである。現状に至るまでにどのような会議、協議、打合せ等が行われたか、処分庁に確認したところ、平成22年度第1回地方小委員会（平成22年12月2日開催）から計画段階評価についての審議が開始され、その後、コミュニケーション活動、ワーキンググループをはじめとする様々な会議、地元説明会等が実施され、現在、平成26年度第2回地方小委員会（平成26年7月23日開催）まで実施されてきたところである（別紙。添付略）とのことであった。
- (2) さらに、これらの議事録及び配付資料等については全て関東地方整備局本局及び特定河川国道事務所のホームページ上で公表されているとのことであった。
- (3) 諮問庁として、上記(2)のホームページ掲載資料を確認したところ、各会議等の議事録・議事概要、配付資料等、ルート決定の経緯やルート図面、地域関連資料や地元自治体の要望、アンケート結果及び対応方針に至るまで、本件事業実施過程における意思決定経過、検討に要した資料、経過報告等が網羅的に掲載されていることが認められた。したがって、本件請求文書に当たる文書は全てインターネット上で公表されているため他に文書は保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆す特段の事情も認められない。
- (4) 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

6 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書について不存在を理由

に不開示とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月20日 審議
- ⑤ 同年8月29日 審議
- ⑥ 同年10月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は保有しておらず、不存在であるとして不開示とする原処分を行っている。

これに対し、審査請求人は本件対象文書は存在するはずとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人が開示を求める本件対象文書は、中部横断自動車道（特定区間）に関するホームページで公表されていない全ての議事録等の文書であるところ、審査請求人は国の政策を遂行する国土交通省における会議の議事録が存在しないことは考えられないと主張する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 中部横断自動車道（特定区間）では、計画段階評価方式により事業が進められている。計画段階評価とは、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において実施し、また、評価に当たっては、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証する取組である。中部横断自動車道（特定区間）においては、関東地方整備局に設置される地方小委員会において審議が行われている。具体的には、地域の課題・目標、対策案を審議し、その妥当性について、沿線住民や道路利用者、地元自治体・経済界等にアンケートや意見聴取を行い（コミュニケーション活動）、地方小委員会においてその結果を報告し更なる課題の議論、対策案の審議を行うものである。

イ 当該区間に関しては、平成22年度第1回地方小委員会で計画段階評価に関する審議が開始され（合計7回開催）、それ以降、意見交

換会，ワーキンググループ（3回），地元説明会（11回）が実施され，平成26年度第2回地方小委員会での対応方針案の決定を経て，平成27年4月，国土交通省道路局において概ねのルート帯を決定している。ルート帯とは，新たに高速道路を整備する際のおおむねの範囲の幅を持たせた带状のルートであり，詳細なルート幅については，今後検討を進めていく予定である。

なお，当該区間のルート帯の検討に関して，その外に会議は行っていない。

ウ 上記イの会議等については，関東地方整備局及び特定河川国道事務所ホームページで公表されており，同ホームページには地方小委員会等の全ての会議等の議事録，議事要旨，配付資料，ルート決定の経緯や図面，地域関連資料，地元自治体の要望，アンケート結果及びその対応に至るまで事業実施過程における意思決定経過，検討に要した資料，経過報告等が網羅的に掲載されている。諮問庁においてもこれらの資料等が掲載されていることを確認している。

エ このほか，国土交通省内部の打合せ等に当たっては，議事録は作成しておらず，聞き取りメモ等の個人メモは作成しているが，個人メモは行政文書として取り扱っていないため，所属長等へ報告後，廃棄しており，それ以外の関係者等との打合せや陳情等を受けた場合については，担当部署において議事録や聴取録，メモの類を作成しておらず，保有していない。

オ 念のため，本件審査請求を受け，処分庁に対し，本件対象文書に該当する文書を保有しているか確認するため，担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが，本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 審査請求人は，国土交通省，政治家等と会議をし，そのメモ書きや議事録を作成しているはずと主張しているが，特定区間のルート帯の検討に関して，関東地方小委員会及びワーキンググループ等の議事録及び資料は全てホームページに掲載しており，それ以外には議事録等は作成しておらず，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく，これを覆すに足る事情も認められない。よって，関東地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不

開示とした決定については、関東地方整備局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

中部横断自動車道（特定区間）に関するネットで公表されていない全ての議事録，文章，メモ書きなど（マイクロフィルムも含む）